

## 佐賀市下水浄化センター展示品等・サイン設計及び製作業務委託要求水準書

### 1 業務委託名

佐賀市下水浄化センター展示品等・サイン設計及び製作業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、佐賀市下水浄化センターを下水道に関する情報発信拠点とするため、魅力ある展示空間を創造するとともに、各展示のサインを工夫することで来館者に分かりやすい施設となるよう計画、設計、製作することを目的とする。

なお、展示には映像コンテンツも含むものとする。

### 3 業務委託場所

佐賀市西与賀町大字高太郎2667番地

### 4 履行期間

契約の日から令和2年3月18日まで

### 5 展示工事対象施設（管理棟）

設計・施工対象

- ① 1階玄関ホール・風除室 200㎡
- ② 映像コンテンツ

### 6 サイン工事対象施設

設計・施工対象

- ① 管理棟（全体及び各室案内等）
- ② 各処理施設（機能案内等）
- ③ 施設全体（敷地外、導入、施設配置案内等）

### 7 業務の条件

- (1) 関係法令を遵守し、関係機関と十分に打ち合わせを行うこと。
- (2) コスト縮減を図り、環境に配慮しつつ展示品の製作や展示ケース等の什器を選定すること。
- (3) 別途発注の管理棟1階玄関ホール・風除室等の改修工事は、令和元年10月末の完了予定である。  
※改修工事の内容については、別添資料のとおりです。
- (4) 本業務は、発注者だけでなく、改修工事の受注者及び工事監理者と十分協議の

上実施すること。

- (5) 什器の購入、レイアウトは本業務に含む。
- (6) 展示品や什器の搬入、据付及び調整に要する経費は、受注者の負担とする。
- (7) 展示品や備品の搬入、据付け及び調整に当たり、建物や設備等に損害を与えないよう必要な措置を講ずること。なお、損害を与えた場合、現状復旧を行うこと。
- (8) 納品後、什器や展示品等の保守修理に応じる体制を整えるとともに、障害発生時には速やかに修理に応じること。
- (9) 映像コンテンツは、下水道及び浄化センターの施設や機能及び取組を紹介するものとし、一般向け（他自治体・研究者・大学等を含む。）と子供向け（小学校4年生程度）の2種類を作成することとする。双方とも、15分程度の映像とし、日本語と英語を含む2言語以上の文字とナレーションを使用すること。
- (10) 展示品・映像機器に必要な資料として、発注者側で所持するデータ等は提供するが、提供したデータの表現方法並びに映像コンテンツについては、受注者による独自性を有した内容とすること。

## 8 業務内容

- (1) 基本方針及び基本コンセプトの検討
- (2) 展示とサインに係る内容、展示物、展示方法等の検討及び計画の作成
  - 展示物の文字については低年齢（ひらがなを読める程度）に対応したルビを振るなど検討。
- (3) 展示室とサインに係るゾーニング及びシナリオの作成
- (4) 展示室とサインに係る図面の作成
- (5) 展示とサインに係る設備、器機及び什器等のリストの取りまとめ
- (6) 打合せ用イメージパースの作成
- (7) 本業務に係る概算内訳書の作成
- (8) 展示とサインに係る製作工程の検討及び工程表の作成
- (9) 展示に関する維持管理費の試算
  - 展示品・映像コンテンツについては、特殊な技術を有することなく簡易に更新できるように検討。
- (10) 展示とサインの製作及び納品並びに設置
- (11) 映像コンテンツの作成
- (12) その他企画提案内容に基づく業務

## 9 成果品

次に掲げる成果を提出し、提出された成果品はすべて佐賀市上下水道局(以下「局」という。)に帰属するものとする。なお、報告書等の提出部数や図面等の電子データの形式については、発注者と協議の上決定する。

### (1) 展示(映像コンテンツを含む)及びサイン設計業務成果品

- ア 展示及びサイン設計報告書(基本コンセプト、展示内容、シナリオ等)
- イ 展示室及びサインの図面(平面図、立面図、構成図及び部分詳細図等)
- ウ 展示設備、器機及び什器リスト
- エ 打合せ用イメージパースの整理
- オ 本業務の概算内訳書
- カ 展示及びサイン製作工程表
- キ 展示維持管理費積算書(保守点検、消耗品等)

### (2) 展示(映像コンテンツを含む)及びサイン製作業務成果品

- ア 展示及びサイン製作品及び什器一式
- イ 竣工図(竣工図面及び納入作品・什器のリスト)
- ウ 作業状況が分かる写真(着手前、作業内容毎の状況及び完了時)

### (3) その他

- ア 上記展示設計及び製作業務成果品を記録した電子データ
- イ 打合せ議事録及び打合せ資料
- ウ その他発注者が求める資料

## 10 疑義

本業務の実施に際しては、担当者との連絡を密にし、本要求水準書に記載なき事項及び疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに局の指示に従うこと。

## 11 その他

本業務で履行した内容は全て局の所有とし、局の承諾なくして使用してはならない、また、成果品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)等全ての権利は局に帰属するものとする。